

(別紙第2)

意見交換

※ (委員長は□, 委員は○, 事務担当者は△で表示する。)

□ それでは、委員の皆様から御意見をお伺いしたいと思います。せっかくの機会でございますので、率直な御意見をお聞かせいただければと存じます。

○ 質問ですが、先程、教育的措置を受けての感想をお話しいただいたのですけれども、どれくらいの年齢の少年が言っているのかという点について、大体のところで結構ですので、お教えいただきたい。

△ 年齢としましては、中学3年生以上が多いと思います。少年によっては、言葉で表現することができ、こちらが感じてほしいことを感じ取ってくれる少年もいれば、なかなかそのあたりがうまく表現できない少年もおります。

清掃を終えて裁判所に戻ってきからの振り返りの中で、通行中の人に声を掛けてもらったことについて発表する少年もおりますし、少し年齢の高い少年の中には、世の中に自分の時間を犠牲にしてこういう活動をしている人がいると気付いたという感想を述べる少年もいます。

□ 全体的なところで、感想等はございますか。

○ 少年審判の流れの中で、1人の少年に対し、教育的措置はどれくらいの回数行われるものなのかという点を教えていただきたい。

△ ある程度問題性が根深く、家庭裁判所での教育的措置ではなく、保護処分による継続的な指導が必要である少年については保護観察処分による指導が考えられます。

家庭裁判所で行っている教育的措置は、面接による教育的措置プラスアルファの仕上げという趣旨であり、本人なり保護者なりの力で自立的に立ち直っていけるであろうという少年が対象ですので、裁判所が長期間指導の対象とすべき少年とは異なります。ですから、継続的指導ではなく、あまり長くない期間のうちに、

講習を1回受けてもらう、清掃活動に1回参加してもらうということで、調査プラス教育的措置プラス必要に応じて審判、という関わり方となっています。

○ 体験、講習等、いろいろな取り組みをされていることがよくわかりました。

ただ、清掃活動の方では、原則1回、実質50分間の活動とお聞きしたのですが、私自身は、少年の補導受託をさせていただいており、短期の補導委託で通い型ですので、長くて2週間です。その2週間の間でも、少年は変化していくんですよね。そういうのを見ていると、果たして、1回50分で少年にどれくらいのインパクトが与えられるのか、というところが、私が率直に感じたところです。

□ ありがとうございます。そのあたり、2週間の補導委託と1回の教育的措置の対象となる少年の振り分けの問題になるかと思えます。

○ 説明の中で、審判不開始と不処分の割合が大阪では全国に比べると低くて、保護処分の割合が高いとありましたが、このデータと教育的措置とは何か関連があるのでしょうか。

△ 教育的措置というのは、主に審判不開始や不処分が見込まれる少年に対する措置ということで、それについて御説明をしているところですが、保護処分にならない少年がどれだけ多くいるのか、また、そこに手を掛けていくことが大事なのだということを説明するため、この数字を挙げさせていただきました。

○ つまり、審判不開始や不処分が全国的に見て大阪家裁では少ないということですが、それは、この教育的措置をやっているかどうかとは関係ないということでしょうか。

△ その効果でどう、ということではありません。全国の分は、参考までに御説明させていただきました。

○ 意地の悪い見方をすると、大阪の場合には、全国に比して、再非行率は高く、結局保護処分になる少年が多いということではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

△ 説明の中の再非行者率の数字は、全国しか出しておりませんので、大阪が再非

行者率が高いかどうかということは今すぐには分かりません。

- 大阪の再非行率の数字は出ていないということですか。
- △ 再非行率についてはそういうことです。
- 再非行しなければ、処分が軽い少年が多いということですから、保護処分になる少年のパーセンテージが全国と比べて高いということは、結局再非行の少年が多いのかなど。そういう風に推測しただけのことなんですけどね。
- 保護処分になる少年というのは、必ずしも2回目以上の係属というわけではありません。保護処分になるかどうかは、非行の内容や要保護性の問題ですので、保護処分になる少年が多いからといって必ずしも再非行が多いとは言えないのかもしれないかもしれません。

大阪家裁本庁の数字として、審判不開始や不処分が少ないということよりも、保護処分が多いということの方に意味があると思います。保護処分を行っている少年が多いということから、非行の内容が悪いとか、非行性の進んだ少年が比較的多いということが、見えてくるのではないかと思います。それが大阪の特徴と言えば特徴だと言えるのではないのでしょうか。そうすると、少年の非行性がそれ以上深まらないようにする方法を家庭裁判所としては考えなければならないということになると思います。

そのため、審判不開始や不処分になる少年について、何もしないで社会に戻すのではなくて、早い段階で何らかの形で教育をして、その子供達が再非行に陥らないようにしようという目的で、昔からいろいろなことをしてきたわけですが、今は新しい取組をしているところだと、私は先程から聞いていてそう思いました。

- 大阪独自の再非行率の数字を把握していただくことによって、教育的措置の効果を検証することができると思います。大阪独自の数字を出して、それを検討していただきたいと思います。
- 素朴な質問なのですが、なぜ大阪は保護処分率が高いのでしょうか。
- △ 保護処分率が高いということから、非行内容が軽微ではない少年が多いと言え

と思います。そこで、再非行防止のため、非行性の進んでいない早い段階である審判不開始や不処分の際に教育的措置に取り組んでいるところです。

△ 他庁での少年事件の経験から、地方と大阪との対比、ということで申し上げますと、やはり、大阪の方が非行事実の内容が悪いと言えると思いますし、少年自身のいわゆる非行性の進み具合ですとか、問題性といったものがかなり根深い少年が多いという印象を受けます。他庁では、一度注意して分かってもらえれば、立ち直ってくれるだろうと判断できる少年が多かったのですけれども、こちらでは、一度調査や審判で説諭や清掃活動等を行っても、それだけですぐに立ち直るということではないと考えられる子供達が多いと感じ、保護観察等を含めて保護処分に対処していく割合が高くなっていくのだろうと考えられます。

□ 先程来、教育的措置のところで、社会的な視点というところが何度も出てきましたけれども、裏を返すと、裁判所に係属している少年は、その意識の面で、社会とのつながりが薄いのではないかと思います。裁判所に係属している少年は、非行を犯した少年という点で若干バイアスがかかっているかもしれませんので、委員の皆様が普段接しておられる若い方々について、社会とのつながりという点では現在どうなのか、教えていただければありがたいのですが。

○ 私が普段接しているのは大学生以上ですが、確かに幼稚化といいますか、今の学生の状況を見ていると、社会に対してあまり関心がないと感じます。法律学をやっている社会に関心がないとはどういうことなのかなと思ったりするのですが、あまりそういうところに意識が行かない学生も多いのは事実です。

また、安易な考えでやってしまったことが問題となる学生もおり、なぜそんなことをするのだろうと思うこともあります。

例えば、たくさんの自転車が大学の中に放置されている状況で、それを盗むのが悪いことだと深刻に思うという学生はあまり多くないのではないかと思います。それは私の偏った見方かもしれませんが、学生の状況から見ると、安易な出来心でやってしまうというのも、それがいいという意味ではないですが、理解で

きないわけではないという状況はあります。

□ ありがとうございます。

○ 経済界において、若い方の自立的な成長力、発達力といったものを身につけてもらいたいということで、キャリア教育といったものをどういう風に経済界として支援していくかという取組は少し前から始まっています。

キャリア教育といっても、どのように生きていくかという大きな話から、社会というものをどう自分の中に取り入れていくかといったもう少し身近なレベルの話もあるのですが、子供達に職業にはどのようなものがあるかを理解してもらうために、地元の商店街に協力していただいて、実際に商売の体験をしてもらったり、親が働いている職場に見学に行ったり、というようなことを行っています。

今回、裁判所の方でも、自分のしたことを振り返って、もう非行をしない、という方向での教育を行っておられるとお聞きしましたが、そういった子供達への関わりが比較的短期間で終わってしまうということでしたので、もう一つ次のステップとして、これからどう生きていくのか、何が必要なのかという就業教育のようなものも必要なのではないかと思います。長期的なプログラムが可能なのかは、次の課題なのかなと思います。

□ ありがとうございます。裁判所というのは、短い関わりですので、その前後でどう関連付けられるかだと思います。

皆様の周りにいる普通の若者はどうでしょうか。

○ 私が子供の頃は、不良と普通の子供の境界線が明確でしたが、ボーダーがファジーな例が増えたと感じています。裁判所の扱っている少年が社会の中で全く特殊な存在なのかといえば、そうではないと私は思います。そういった、境界が不明確になってきたことが問題なのかなと思うのですが。

□ そうすると、先程来、いろいろな取組を御説明しましたけれども、社会とのつながりを知ってもらうということにそれなりの意味があるということになりますでしょうか。

○ そういう風に思いますけれども、1つお伺いしたいのですが、教育的措置のネーミングについて、「地域社会と連携した新しい清掃活動について」とありますが、これは、非行を犯した少年がその住んでいる地域での清掃活動に参加するという事ではないですよ。

このネーミングからは、少年がその住んでいる地域で、近所の知り合いのおじさんやおばさんと一緒になって清掃を行うというイメージにつながると思います。私自身は、その方向性も良いと思いますが、そうすると少年のプライバシーの問題もあると思いますし、そういうことではないのなら、名前を変えた方がいいのではないかと思います。

△ 御指摘ありがとうございます。少年に対して説明するときには、単に「清掃活動」と言います。住んでいる地域で行うというのは、良い部分もあれば難しい部分もあるというのはおっしゃっていただいたとおりです。少年のプライバシー等を考えて検討し、今のような形となったという点を御理解下さい。

○ 私も最初は、「地域と連携」と聞いたとき、少年の住む地域との連携かと思ったのですが、家庭裁判所と地域が連携して、ということですよ。弁護士会の方でも、弁護士会だけではできないこともありますので、やはり行政機関等の他機関との連携という点が焦点となっています。そういった意味では家庭裁判所も他機関との連携を広げていく必要があります、そういった取組み、という意味でのネーミングかと思いました。

報告を聞かせていただいて、一定の成果を上げているということですからいいと思ったのですが、どこに困っているのか、何に悩んでいて、どこが課題で、委員の意見を聴きたいのか、そのあたりを今一度お願いします。

△ 「御意見をいただきたいところ」に含まれているのですが、1つには、今回の取組では、地域の方と一緒に清掃をする、被害者の方のお話を聞く、といったところで、どのような工夫をすれば、少年達に社会の一員としての自覚を持たせることができるのか、実際の社会の中で働く皆様に、御自身の取組も踏まえた上で

御意見をいただければと思います。

2点目としましては、家庭裁判所と社会が連携して教育的措置をしていくという機会は、家裁の方からすれば増えていくのではないかと考えているのですが、受け皿となる活動をどう増やすかというのが次の課題です。

社会と連携するには社会に理解していただくことが必要ですが、敬遠されることもあるかなと思うのです。家裁としては、なぜこの取組を行っているか等、十分に説明しながら取り組みを進めているつもりですが、どうすれば、受ける側の社会がこういった活動を理解していただけるのか、協力しようという気持ちになっていただけるのかについて教えていただければと思います。

- 裁判官であるとか弁護士であるとか、企業の現場で働いている人であるとか、そういった人たちの話を聞かせると興味を示してくる学生もいますので、社会に関心を持たせるために、いろいろな人を呼んできて話を聞かせる機会をたくさん作ってあげるといったのが大切かと思います。

成果の見えないような活動ではありますが、家裁の取組についても、今やっている講習を増やして子供達にいろいろな人と接触する機会を作ってあげるといったのが、必要なのではないのでしょうか。

- 非行に手を染めてしまった少年が、先輩など、狭い世界の話しか見えていないということを聞いたことがあります。今日の話も踏まえると、社会で働くことがイメージできていないということがわかりました。どんどん不良仲間の世界になじんでしまっただけで何かのきっかけがないと普通に戻れないのだと思います。清掃などの地道な活動も重要でしょうし、社会にはいろいろなロールモデルがあるということが見えないと更生は難しいと思います。
- 自転車やバイクの盗難が多いようですね。そういう現状があることも例えば警察官を講師にして少年達に教えてやるという必要があるのではないかと思います。

地域清掃活動は、わずかな時間ですが、自分が今まで暮らしてきた社会に清掃奉仕するということが、非常に意義があると思います。少年の反応はいろいろだ

と思いますが、家裁が率先してこうした活動を行うというのは、地域とのつながりもできますし、少年が大人と接することもできますし、いいことだと思います。自分たちの仲間の間では通じることも、大人目から見ればどういう風に見えるかということが、少年には分かっていないと思うのです。ですから、こうした取組は有意義だと思います。従来なかなか踏み込めなかったところではないでしょうか。

- 神戸の少年殺傷事件をきっかけに、各地で1週間程度の職場訪問を中学校が導入したことがあったと思います。例えば、数名の中学生のグループが新聞社や農家などを訪ねて、その仕事を学ぶということで、やんちゃな子も、その道のプロの話の聞くと感銘をうけるようです。そういう話を聞いていると、社会の一員という意識が薄れゆく中で、そういう活動が効果的であると思います。清掃も、明らかに効果的な取組であるので、社会を認識させるということではたとえ1回でも、やらないよりやる方がいいと思います。

それから、どういう工夫で社会の一員と認識させるかが課題であるという点については、この取組をみれば、どう考えても社会の一員と認識するだろう、と思うのですが、よくわかった、という少年もいれば、なかなか伝わっていない、あるいは伝わったけれども時間が経つ中で家庭環境等が今ひとつ改善されずに、再非行にはしってしまう少年がいるというところをどうしていくかということだと思います。

- パワーポイントの25頁の講習後再係属の割合というところについて、9割の少年が講習を受けて再係属していないということだと思うのですが、再係属した少年にヒントがあると思います。

講習等のときは非行を見つめ直す機会になったと思っていたとしても、なぜまたやってしまったのか、というところの過程をたどることによって、講習の課題を見つめ直す、検証するヒントがあるのではないのでしょうか。8パーセント、9パーセントの再非行を犯した少年に着目して講習の在り方を検討する必要がある

と思います。

- ありがとうございました。時間の関係もございますので、議論はこの程度とさせていただきますと思います。

再非行防止の方策は、正解がない部分でもあります。いろいろやってみる必要があり、これからも考えていきたいと思います。皆様のお知恵を拝借することもあると思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。